

薬生水発 1003 第 1 号
令和 4 年 10 月 3 日

厚生労働大臣認可

水道事業者
水道用水供給事業者

 殿

都道府県水道行政主管部（局） 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道施設台帳の作成状況について

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）により、水道事業者等に対して水道施設台帳の作成及び保管が義務付けられ、当該規定については、令和 4 年 10 月 1 日から施行されている。

このたび、「水道施設台帳の整備状況調査について（依頼）」（令和 4 年 8 月 5 日付け事務連絡）において全国の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、施行日における水道施設台帳の作成状況調査を実施した結果、一部の事業者等において、施行後も水道施設台帳が作成されていないことが判明した。

水道施設台帳が未作成の水道事業者等においては早急に水道施設台帳を作成されたい。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、認可権者として未作成の水道事業者等に対して適切な指導・監督をお願いする。

別添：水道施設台帳作成状況調査結果（令和 4 年 10 月 1 日時点）

（参考）

○「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html

○「水道施設台帳の整備の推進について」（令和 3 年 9 月 30 日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00018.html

○「水道施設台帳の整備の推進について（再周知）」（令和 4 年 4 月 14 日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html

○「水道施設台帳の整備状況調査について（依頼）」（令和 4 年 8 月 5 日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html